石川県警察本部

令和元年台風第19号により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が**令和2年3月31日まで延長**されます。

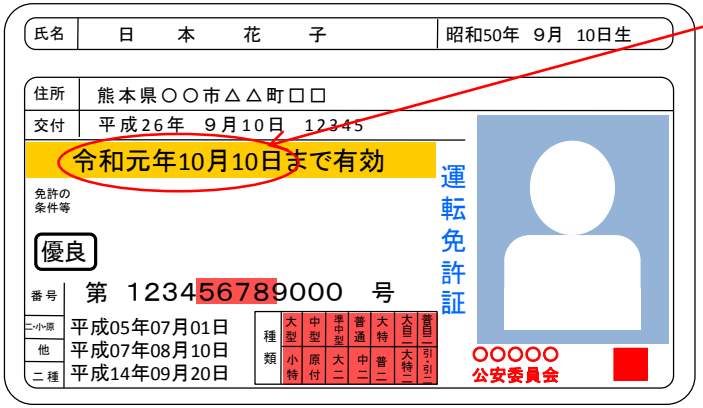

有効期間の末日（左の場合、令和元年10月10日）が、

令和元年10月10日から令和2年3月30日までの方

については、令和2年3月31日まで運転することができます。

（令和2年3月31日までに更新手続をしてください。）

対象となる方

石川県内では、対象の市町はありません。

以下の市区町村に住所がある方が対象となります。（14都県390市区町村）

【岩手県】6市、5町、3村 【宮城県】14市、20町、1村 【福島県】13市、30町、12村 【茨城県】24市、6町 【栃木県】13市、8町

【群馬県】12市、13町、5村 【埼玉県】29市、18町、1村 【千葉県】25市、15町、1村 【東京都】7区、17市、4町、1村

【神奈川県】11市、7町、1村 【新潟県】3市 【山梨県】10市、6町、4村 【長野県】16市、13町、14村 【静岡県】1市、1町

（対象区域の確認は下記のリンクを参照してください。）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※ 対象となる市区町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市区町村は令和元年10月19日時点のものです。
※ 令和2年3月31日直前は、更新手続のため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
※ 運転免許証の更新以外の手続についても、同様の措置がとられています。
※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続など、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。